

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの（適正な対価を支払わずに取得したものを含む）…再調達価額

ただし、取得価額が不明であるもの（適正な対価を支払わずに取得したものを含む）のうち、
道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの（適正な対価を支払わずに取得したものを含む）…再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 子会社・関連会社株式……………取得価額

② その他有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得価額

③ 出資金……………出資価額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

低価法による原価法によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、先入先出法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	5年～65年
工作物	3年～75年
船舶	9年
物品	2年～58年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア	5年
水利権	20年

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率等により徵収不能見込額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体については、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から岡山県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、岡山県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち備前市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

④ 損失補償引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が決定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
岡山県信用保証協会	—	357千円	—	357千円
計	—	357千円	—	357千円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

① 損害賠償請求事件

【訴額】金 5,663 万 500 円

【事件番号】平成 26 年（ワ）第 1059 号 損害賠償請求事件

【概要】日生病院での処置に対して損害賠償を請求されたもの。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

No	団体（会計）名	区分	連結の方法
1	国民健康保険事業特別会計	公営事業会計	全部連結
2	介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)	公営事業会計	全部連結
3	後期高齢者医療事業特別会計	公営事業会計	全部連結
4	介護保険事業特別会計 (予防サービス事業勘定)	公営事業会計	全部連結
5	浄化槽整備事業特別会計	公営事業会計	全部連結
6	宅地造成分譲事業特別会計	公営事業会計	全部連結
7	企業用地造成事業特別会計	公営事業会計	全部連結
8	水道事業会計	公営企業会計	全部連結
9	下水道事業会計	公営企業会計	全部連結
10	病院事業会計	公営企業会計	全部連結

連結の方法は次の通りです。

①地方公営事業会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調

整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き 104 段落のとおり、以下のものとする。

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸借している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、令和 4 年度予算において、財産収入として措置されている資産。

イ 内訳

該当はありません。